

議案第 50 号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第3号）
の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給
する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正
する。

第9条中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分
の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日か
ら施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(次項において「改正後の条例」という。) の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の基山町議会議
員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給された報酬は、改正後の条例
の規定による報酬の内払とみなす。

提案理由

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引上げ及び期末手当支給月数の配分調整をするため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要がある。

令和元年12月13日原案可 決